○総務省告示第二百五十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民主党から訂正の報告があったので、平成二十六年総務省告示第三百五十号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年七月二十八日　　総務大臣　山本　早苗

〔民主党〕民主党参議院比例区第78総支部の項2中

「2　支部政党交付金による支出総額　10,000,000
　　支部政党交付金支出充当額総額　10,000,000」を
「2　支部政党交付金による支出総額　7,978,624
　　支部政党交付金支出充当額総額　7,978,624」に改め、

同項4を次のように改める。

4　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	7,383,685
人件費	3,885,338
光熱水費	149,864
備品・消耗品費	652,577
事務所費	2,695,906
政治活動費	594,939
組織活動費	573,939
機関紙誌の発行その他の事業費	21,000
宣伝事業費	21,000
合　　計	7,978,624

〔民主党〕民主党参議院比例区第78総支部の項5中

「一件五万円未満の計　558,544
　合　　計　800,712」を
「一件五万円未満の計　410,409
　合　　計　652,577」に、
「一件五万円未満の計　1,832,071
　合　　計　4,218,181」を
「一件五万円未満の計　309,796
　合　　計　2,695,906」に、
「一件五万円未満の計　781,595
　合　　計　924,905」を
「一件五万円未満の計　430,629
　合　　計　573,939」に改める。

〔民主党〕民主党埼玉県第14区総支部の項を削る。

〔民主党〕総括文書（支部分）の要旨の項1中

「1　支部政党交付金総額　4,335,463,227」を
「1　支部政党交付金総額　4,331,776,227」に改め、

同項3中

「3　支部政党交付金による支出総額　4,683,258,280
　　支部政党交付金支出充当額総額　3,924,099,987」を
「3　支部政党交付金による支出総額　4,677,549,904
　　支部政党交付金支出充当額総額　3,918,391,611」に改め、

同項6を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	3,039,597,978
人件費	1,788,174,223
光熱水費	60,099,888
備品・消耗品費	299,088,020
事務所費	892,235,847
政治活動費	1,637,951,926
組織活動費	332,398,519
選挙関係費	399,283,590
機関紙誌の発行その他の事業費	876,140,925
機関紙誌の発行事業費	290,713,062
宣伝事業費	582,776,204
その他の事業費	2,651,659
調査研究費	30,128,892
合　　計	4,677,549,904

〔民主党〕総括文書（本部及び支部分）の要旨の項1中

「1　政党交付金・支部政党交付金総額　12,110,407,227」を
「1　政党交付金・支部政党交付金総額　12,106,720,227」に改め、

同項3中

「3　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額　17,258,202,280
　　政党交付金・支部政党交付金支出充当額総額　11,699,043,987」を
「3　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額　17,252,493,904
　　政党交付金・支部政党交付金支出充当額総額　11,693,335,611」に改め、

同項6を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

支部政党交付金	5,055,491,000
経常経費	4,169,181,967
人件費	2,461,925,179
光熱水費	83,185,632
備品・消耗品費	367,862,875
事務所費	1,256,208,281
政治活動費	8,027,820,937
組織活動費	726,401,780
選挙関係費	1,566,147,675
機関紙誌の発行その他の事業費	5,370,628,907
機関紙誌の発行事業費	490,365,769
宣伝事業費	4,877,611,479
その他の事業費	2,651,659
調査研究費	364,642,575
合　　計	17,252,493,904